「宗教法人格の不正利用対策のための普及啓発事業」委託要項

令和８年４月９日
文化庁次長決定

１．趣　旨
　宗教法人格が不正に取得され、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用（以下「不正利用」という。）されることがないよう、不正利用に関する効果的な普及啓発活動を通じて、不正利用問題への認知度向上と不正利用の抑制を図ることを目的とする。

２．委託業務の内容
（１）不正利用に関する普及啓発業務
（２）その他本事業に必要な業務

３．業務の委託先
　委託先は、上記２．の委託業務を的確に実施できる法人（以下「法人」という。）とする。

４．委託期間
　契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

５．委託手続
（１）法人が業務の委託を受けようとするときは、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
（２）文化庁は、上記（１）により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、法人と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

６．委託費
（１）文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費（賃金）、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、保険料、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
（２）文化庁は、法人が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

７．再委託
　本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはでき

ない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

８．業務完了（廃止）の報告

法人は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から１０日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

９．委託費の額の確定

（１）文化庁は、上記８の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、法人へ通知するものとする。

（２）上記（１）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

１０．その他

（１）業務の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、文化庁に帰属するものとする。

（２）文化庁は、法人における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

（３）文化庁は、委託業務の実施に当たり、法人の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

（４）文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

（５）法人は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

（６）この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。